令和８年（フ）第５１７３号
大阪市東住吉区矢田４丁目14番３号　リファインハイツナカモト　1110号
債務者　谷口　博昭
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１９７号
大阪市西成区南津守３丁目１番36号　アサノマンション　403号
債務者　滝　　千明
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３２１号
大阪市東住吉区湯里２丁目13番27号　第二美好マンション　301号
債務者　廣見　富雄
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４６９号
大阪市西区九条１丁目５番14―1302号、前住所青森県五所川原市字芭蕉14番地31
債務者　相馬　玲奈
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４７４号
大阪府守口市八雲中町２丁目10番20号
債務者　七五三律子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４７９号
大阪府守口市藤田町１丁目30番８―303号、前住所大阪府豊中市豊南町東２丁目３番14号129号
債務者　成田　亮太
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４９３号
大阪市都島区中野町４丁目11番13号　アーベイン都島　402号
債務者　勇　　美樹
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５６９７号
大阪府豊中市岡町南２丁目２番８号　203号
債務者　舩田　真之
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５７１２号
大阪府守口市南寺方東通５丁目10番24号
債務者　中野　千春
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５７１４号
大阪府吹田市古江台４丁目１番３―1202号
債務者　木村都美子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５７４１号
大阪府寝屋川市堀溝北町27番５号
債務者　杉井　吉巳
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５７８４号
大阪市平野区加美正覚寺１丁目２番26号　ロイヤル正覚寺　203号室
債務者　松浦　弘恵（旧姓吉原）
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５８０１号
大阪府寝屋川市池田旭町９番11―301号　ホーユパレス
債務者　松村　和代
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５８２１号
大阪市東成区深江北１丁目７番13―805号
債務者　平良　玲奈
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５８４３号
大阪市阿倍野区阿倍野筋５丁目８番36―511号、前住所大阪市西成区天下茶屋２丁目６番36―508号
債務者　室原　和行
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５８５３号
大阪府吹田市出口町27番18号　(102)
債務者　西田　久雄
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５８９０号
大阪府摂津市千里丘４丁目12番23―603号、前住所大阪府摂津市千里丘４丁目10番17―508号
債務者　井川　清恵
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部